

平成20年2月21日 開会
平成20年2月21日 閉会
(定例会)

**平成20年第1回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録**

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成20年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年1月21日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬

1 期 日 平成20年2月21日

2 場 所 島根県市町村振興センター6階 大会議室

○開会日に応招した議員

安永友行君

安達幾夫君

速水雄一君

千原祥道君

勝部勝明君

沖野健君

松田和久君

立脇通也君

○応招しなかった議員

宇津徹男君

竹腰創一君

平成20年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年2月21日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成20年2月21日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
日程第5 議案第3号 平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第4号 平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第7 議案第5号 平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
日程第5 議案第3号 平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第4号 平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第7 議案第5号 平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
-

出席議員（8名）

1番 安永友行君	3番 安達幾夫君
5番 速水雄一君	6番 千原祥道君
7番 勝部勝明君	8番 沖野健君
9番 松田和久君	10番 立脇通也君

欠席議員（2名）

2番 宇津徹男君

4番 竹腰創一君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	坂野誠君	書記	金森真治君
書記	梶井貴明君	書記	山本幸子君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	松浦正敬君	副広域連合長	中島巖君
事務局長	上村敏博君	事務局次長	太田均君
会計管理者（兼務）	久保田賢司君	業務課長	川岡佳子君

午後1時00分開会

○議長（立脇通也君） ただいまより平成20年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立脇通也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、7番、勝部勝明君、及び9番、松田和久君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（立脇通也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇通也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号

○議長（立脇通也君） 日程第3、議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、被扶養者であった被保険者に対して保険料の減額を行うことについて改正するものです。

与党合意に基づき、後期高齢者医療保険に加入前に政府管掌保険等の被用者保険の被扶養者であった方に対し、保険料を平成20年4月から9月までの6カ月間は全額、10月から平成21年3月までの6カ月間は均等割額を9割減額するものであります。減額された保険料は、国からの交付金により設置いたします後期高齢者医療制度臨時特例基金を充てることになります。また、被扶養者だった方を確定させる情報が、社会保険診療報酬支払基金を経由して送付されることから、平成20年度は4月からの普通徴収に係る暫定賦課は行わず、7月からの本算定により賦課を行います。

以上、概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げる次第であります。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（立脇 通也君） 日程第4、議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定につきましては、国が激変緩和措置として、被扶養者

だった被保険者に対して保険料軽減をするための交付金を基金に積み立てるものであります。

国は、平成19年度において高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を広域連合に交付し、広域連合は、臨時特例基金を設け、平成20年において被扶養者だった被保険者に対する保険料の減額に充てるものであります。また、今回、激変緩和措置に関する広報啓発活動にも基金を活用する予定であります。

この基金は、平成22年3月31日までの期限を定めて設置するものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げる次第であります。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。議案第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入れます。

議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（立脇 通也君） 日程第5、議案第3号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第3号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、前回の11月補正後の予算額3億5,822万6,000円に3億9,480万1,000円を追加して、歳入歳出それぞれ7億5,302万7,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず後期高齢者医療制度臨時特例基金積み立てとして4億430万1,000円を計上するものであります。これは、本年4月から施行する後期高齢者医療制度に伴う、社会保険被扶養者であった方の平成20年度1年間に納付する保険料のいわゆる凍結分の補てんのためと、その保険料凍結のための広報、周知を行うための経費として、国がその財源を全国各都道府県の広域連合へ交付金として交付するものであります。これにより広域連合は特定目的の基金条例を制定して基金を設置し、20年度の医療給付に備えるため、その財源を19年度中に積み立てを行うものであります。

また、そのほかに電算処理システム構築経費の減として800万円の減額補正予算等を計上いたしております。これは、当初予算で計上していたシステム構築のためのカスタマイズ経費を決算見込みに合わせて減額するものであります。

一方、これらの経費を賄う歳入は、新たに高齢者医療制度の円滑導入のための臨時特例交付金が、先ほど歳出の補正予算の中で御説明申し上げました基金積立金の財源として交付をされるため、同額の4億430万1,000円を計上するものであります。

また、先ほどの電算処理システムの構築経費の減に連動して、財源として国庫補助金の減額912万2,000円の減を補正計上するものであります。

さらに、当初、電算処理システム構築を行うため、国庫補助対象外経費の財源として構成市町村の負担金を充当する予定でしたが、その後、当該経費の財源の一部として、島根県市町村振興協会から4,200万円の補助金を交付していただくこととなつたため、同額を歳入補正予算として計上するものであります。これにより市町村負担金を節減することが可能となりましたので、相当額の負担金予算を減額補正し、年度内に構成市町村へ負担割によって算出した金額をお返しするものであります。

以上、補正予算の概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。議案第3号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（立脇 通也君） ないようであります。質疑なしと認めます。これをもって議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入れます。

議案第3号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 から 日程第7 議案第5号

○議長（立脇 通也君） 日程第6、議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から、日程第7、議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算まで、議案2件を一括して議題といたします。
提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度広域連合の一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,430万円を計上いたしており、昨年度当初予算との比較においては金額で5,280万円、率にして13.5%の増となっております。

まず、歳出につきましては、議会費で52万円、総務費で1億6,114万8,000円、民生費で2億8,156万6,000円、公債費で6万6,000円、そして予備費で100万円を計上いたしております。

この主な内容といたしましては、総務費の中で市町村派遣職員人件費負担金として1億4,600万円、事務所等使用料及び機器等賃借料として632万円を計上いたしております。

民生費の中では、平成19年度に構築した広域連合電算処理システム管理運営経費として1億5,034万2,000円、また20年度当初予算で新設する後期高齢者医療事業特別会計への事務費繰出金として1億3,122万4,000円を計上いたしております。

これらを賄う歳入の主な財源といたしましては、県内21市町村からの事務費負担金であり、4億4,339万5,000円を計上いたしております。この事務費負担のルールについては、広域連合規約で既に定めた均等割10%、人口割4.5%、被保険者数割4.5%であり、これに基づいてそれぞれ市町村の負担金額を算定いたしております。

以上、一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計予算につきましては、平成20年4月からの高齢者だけの新しい医療制度である後期高齢者医療制度の施行に伴って新設する特別会計であり、20年度からは一般会計とあわせて2つの会計で予算運営を行っていくこととなります。平成20年度広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ848億7,208万5,000円を計上いたしております。

まず、歳出では、総務費で1億1,961万7,000円、保険給付費で837億8,863万6,000円、県財政安定化基金拠出金で8,063万7,000円、保健事業費で5億946万7,000円、予備費そのほかで3億7,372万8,000円を計上いたしております。

この主な内容といたしましては、総務費の中でレセプト管理・点検等業務経費及び医療費適正化事業費などで1億383万7,000円、保険料凍結を周知、PRするための臨時特例交付金広報啓発事業として450万円計上いたしております。

保険給付費の中では、被保険者にかかる療養費及び移送費の給付費等負担金835億6,939万6,000円、また葬祭費として1件当たり3万円とし、年間の予定件数を見込んで2億1,924万円を計上いたしております。

県財政安定化基金拠出金の中では、医療保険料の未納及び給付費増への対策としての財源を確保するため、島根県設置の当基金へ応分の負担金8,063万7,000円を拠出するものあります。

また、保健事業費の中では、県内21市町村へ業務委託を予定しております健康診査事業費として4億9,493万円を、新たに保健師を雇用、配置することにより健康相談及び健康教育事業を積極的に推進する経費として210万1,000円を、さらに健康づくりの事業委員会を立ち上げ、健康保持・増進を図るための（仮称）健康づくり事業経費として10万円を計上いたし、全国トップの高齢者県において島根らしさと言われる健康づくりなど、検討を行ってまいりたいと思います。

これを賄う歳入の主な財源といたしましては、支払基金から交付される支援金が349億6,472万8,000円、保険給付費の財源となる定率の給付費負担金や、全国の都道府県広域連合間で所得格差を是正するための調整交付金を主な内容とする国庫支出金が282億4,030万2,000円、国と同様に保険給付費の財源としての定率負担金を主な内容とする県支出金が68億3,272万円、国、県と同様に定率の給付費負担金及び保険料などを内訳とする給付費財源としての市町村負担金が142億1,022万4,000円、加えて保険料凍結分の補てん、及びその広報、周知経費の財源としての基金繰入金が4億430万1,000円、また一般会計からの事務費繰入金として1億3,122万4,000円などがあります。

以上、特別会計予算の概要説明とさせていただきます。

なお、予算の詳細内容につきましては、この後、事務局の方から説明をいたします。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） 上村広域連合事務局長。

○事務局長（上村 敏博君） 議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、及び議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、先ほど広域連合長から説明がありましたので、細部について御説明申し上げます。

本広域連合の平成20年度予算につきましては、いよいよ本年4月から施行されます後期高齢者医療制度を円滑に、かつ着実に実施するために、一般会計、特別会計をそれぞれ編成したところであります。この結果、一般会計の予算総額は4億4,430万円で、平成19年度当初予算に比べ5,280万円増の予算といたしましたところであります。

以下、歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。構成市町村から事務費負担金として御負担いただきます市町村負担金は、前年度当初予算と比較して19.4%、7,201万5,000円増の4億4,339万5,000円を計上いたしましたところであります。ほかには諸収入として預金利子を若干計上いたしております。

次に、主な歳出について御説明申し上げます。まず、総務費につきましては、本年1月に設置いたしました情報公開・個人情報保護審査会経費11万2,000円、財務会計システム保守料等183万6,000円、広域連合事務所借り上げ経費などで632万円、及び市町村派遣職員人件費負担金1億4,600万円など、総額で1億6,114万8,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、19年度に全市町村に配置いたしました電算システム機器のリース料3,610万5,000円、機器保守等の経費7,870万1,000円、及びそのネットワーク経費3,240万円等を計上し、また新たに設置いたします特別会計への事務費繰出金など、総額で2億8,156万6,000円を計上いたしております。

公債費につきましては、一時借入金の利息を計上いたしております。一時借入金につきましては、歳出予算の支出に充てるため、その限度額を2,000万円とするものであります。

以上、一般会計の概要について御説明申し上げましたが、今後の財政運営につきましては、限られた財源の中で適正な予算執行に努めてまいりたいと存じます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

この特別会計は今回新たに設置するものであり、制度の被保険者数を12万938人と見込み、保険料、国、県、市町村及び他の保険者からの支援金等で運営するものであります。被保険者の皆さんからいただく保険料につきましては、昨年の11月定例会で決定いただいた保険料率等により算出いたしております。

まず、歳入につきましては、平成20年度、21年度の2年間を期間として算定いたしました保険料の20年度分を市町村が徴収し、広域連合に納めていただく総額を75億5,801万4,000円といたしております。

国庫支出金では、療養給付費の定率負担金、広域連合間の所得格差是正等の調整交付金、また広域連合が市町村に委託して実施いたします保健事業への補助金8,284万7,000円など、総額282億4,030万2,000円を計上いたしております。

県支出金では、療養給付費の定率負担金など68億3,272万円を計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、この制度に係る費用のおおむね4割部分を他の保険者、いわゆる若年層から支援されることになっております。この支援金は、支払基金が集めて広域連合に交付するものであり、349億6,472万8,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金と基金繰入金とを計上いたしております。一般会計繰入金につきましては、保険料等の特定財源を充当できない国保連合会への業務委託費などに充当するものであります、1億3,122万4,000円を計上いたしております。基金繰入金につきましては、19年度補正予算の項目で御説明いたしました、いわゆる凍結分の保険料相当分の財源として基金から繰り入れるものであります。

以上、歳入の主な内容について御説明いたしまして、歳入総額を848億7,208万5,000円計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費につきましては、国保連合会に業務委託を考えております、レセプト管理・点検等に8,000万円、被保険者の皆さんへの各種通知等の経費2,043万3,000円、また19年度の補正予算で御説明いたしましたが、国が広域連合に交付いたします臨時特例交付金の中に広報経費もあわせて算入されておりますので、これを財源とする広報啓発事業費450万円も計上いたしております。

保険給付費の療養諸費につきましては、保険料条例を制定いたしましたときに御説明いたしました20年度の医療費の見込みでそれぞれ計上いたしております。

審査支払手数料2億9,206万7,000円につきましては、国保連合会に支払うものです。

高額療養費といたしまして合計6億5,234万5,000円を計上いたしております。

葬祭費は、保険料条例の中で1件3万円と決めていただきましたので、想定される件数で2億1,924万円を計上いたしております。

財政安定化基金拠出金につきましては、県が設置します基金に対し25年度までの6年間に国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ拠出することになっており、20年度分の8,063万7,000円を計上いたしております。

保健事業につきましては、健康診査をそれぞれの市町村で受診していただくよう、市町村との委託事業として4億9,493万円を計上いたしております。

広域連合長が特別会計を提案させていただきましたが、全国トップの高齢県で、島根らしさと言われる健康事業を検討してまいりたいと存じます。

一時借入金につきましては、歳出予算の支出に充てるため、その限度額を10億円とするものでございます。

特別会計におきましては、予算総額を848億7,208万5,000円といしたところであります。

以上、平成20年度の一般会計予算、特別会計予算につきまして御説明いたしました。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から、議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算まで、議案2件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第4号から議案第5号まで、議案2件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号から議案第5号まで、議案2件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（立脇 通也君） これにて平成20年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後1時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員